

平成22年6月
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

平成22年6月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 平成22年6月3日（木） 午後2時00分 開議
- 2 場 所 第5委員会室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会期の決定
 - 3 議事日程の決定
 - 4 会議録署名委員の指名
 - 5 議案第9号 市川市小中学校通学区域審議会委員の委嘱について
議案第10号 平成22年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の承認について
議案第11号 平成22年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任について
議案第12号 市川市少年センター運営協議会委員の委嘱について
議案第13号 市川市公民館運営審議会委員の委嘱について
議案第14号 市川市博物館協議会委員の委嘱について
 - 6 その他
 - (1) 平成22年度市川市奨学生の決定について
 - (2) 平成22年度中学生海外派遣事業について
 - (3) 平成22年度平和学習青少年長崎派遣事業について
 - (4) 第二次市川市基本計画の策定作業について
 - 7 閉 会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第9号 市川市小中学校通学区域審議会委員の委嘱について
議案第10号 平成22年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の承認について
議案第11号 平成22年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任について
議案第12号 市川市少年センター運営協議会委員の委嘱について
議案第13号 市川市公民館運営審議会委員の委嘱について
議案第14号 市川市博物館協議会委員の委嘱について
 - 2 その他
 - (1) 平成22年度市川市奨学生の決定について
 - (2) 平成22年度中学生海外派遣事業について

- (3) 平成22年度平和学習青少年長崎派遣事業について
(4) 第二次市川市基本計画の策定作業について

5 出席委員 宇田川 進
吉岡 博之
五十嵐 美美子
中村 ふじ江
内田 茂男
田中 庸惠

6 出席職員、職・氏名

教育次長	伊藤 恵津子	教育総務部長	岡本 博美
学校教育部長	古山 弘志	生涯学習部長	下川 幸次
教育総務部次長	林 芳夫	学校教育部次長	川添 茂
生涯学習部次長	角来 富美枝	教育政策課長	大野 英也
人事福利担当室長	田米開 豊	就学支援課長	西村 享
教育施設課長	金子 登志夫	義務教育課長	藤間 博之
指導課長	川口 知子	教育センター所長	大嶋 章一
生涯学習振興課長	丸山 賢治	地域教育課長	鈴木 栄司
青少年育成課長	安部 幸弘	公民館センター長	齋藤 忠昭
中央図書館長	露木 芳輝	考古博物館長	石毛 一成
自然博物館長	宮田 明吉		

7 事務局職員、職・氏名

教育政策課	主幹	竹内 博之
"	主幹	山田 浩一
"	副主幹	近藤 孝子
"	主任	堀 優子

○ 宇田川委員長

ただいまから、平成22年6月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、委員の全員が出席しておりますので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。それでは、日程に従い議事を進めます。まず、会議録署名委員の指名を行います。会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は委員長、吉岡委員、内田委員を指名いたします。続きまして、議事5議案に入ります。議案第9号 市川市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ 義務教育課長

資料は1ページから3ページでございます。提案理由でございますが、市川市立小中学校通学区域審議会条例第4条に定める委員のうち、次の委員について、関係団体の役員改選に伴い2名の委員が解嘱となります。これに伴い、残任期間につきまして新たに委員を委嘱するため提案させていただくものであります。解嘱の委員は、第2号委員の佐々木重敏委員及び第3号委員の京極敬之委員でございます。後任の委員は、第2号委員として市川市自治会連合協議会から推薦いただきました江間實氏、また、第3号委員には市川市立小中特別支援学校長会連絡協議会から推薦いただきました山崎繁氏でございます。なお、委嘱期間は前委員の残任期間である平成23年7月の定例教育委員会議決の日の前日までとなります。以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 内田委員

この審議会は何を審議するのですか。

○ 義務教育課長

それぞれの学校に学校区を設けており、それにあわせて居住地によって学校が指定されます。その区域を審議していくものです。これまでの流れとしては、大規模校が生じた場合、その解消に当たって学区の見直しをするということを中心にしております。

○ 宇田川委員長

他に質疑がないようですので、議案第9号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第10号 平成22年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の承認について

を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ 指導課長

お手元の資料4ページから7ページをごらんください。提案理由でございますが、教科用図書採択地区につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に設置が定められており、本市は千葉県教育委員会により浦安市との2市による葛南西部採択地区が設定されております。採択地区協議会は、地区内の教育委員会が同一の教科書を採択するための協議を行うため、その規約に関しては各市町村教育委員会による事前承認が必要となっております。よって、市川市教育委員会事務委任規則第1条第12号に基づき、本日議案として提案するものでございます。なお、本年度は平成23年度使用の教科用図書のうち、小学校用教科書及び特別支援学校や特別支援学級など特別支援教育実施において使用する教科用図書の採択を行うものでございます。以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようでの、議案第10号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第11号 平成22年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任についてを議題といたします。なお、本件は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項のただし書きの規定により、採択業務が完了する8月31日まで公開しないこととしてよろしいかお諮りいたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

ご異議がないようでの、同条第7項の規定により、討論を行わず公開しないことといたします。なお、本件については、本日の案件がすべて終了してから行いたいと思います。次に議案第12号 市川市少年センター運営協議会委員の委嘱についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ 地域教育課長

資料は9ページから11ページでございます。市川市少年センター運営協議会委員を委嘱したいので議決を求めるものでございます。提案理由といたしましては、市川市少年センター設置条例施行規則第2条で委嘱する委員4名で、委員の内訳は第1号委員の教育関係者、市川市公立学校校長会から推薦

をいただいて委員をお願いしておりますが、役職がえに伴う委員の変更でございます。また、県立高等学校の委員につきましては、市川浦安地区高等学校警察連絡協議会の事務局担当高校の学校長が推薦されておりますので、高等学校の委員同様に役職がえによる委嘱でございます。次に、第2号委員の児童福祉関係者、千葉県市川児童相談所長より推薦をいただいておりますが、人事異動に伴い新たに委嘱する必要が生じたためでございます。委嘱の任期につきましては、議決のあった本日より平成23年7月16日までです。続きまして、解嘱委員と新たな委嘱委員について説明させていただきます。まず、解嘱となります委員4名でございますが、資料10ページの上部に記載のとおりでございます。第1号委員、太田和誠委員、市川市立第五中学校校長、岩下裕昭委員、市川市立富美浜小学校校長、木内辰雄委員、千葉県立市川東高等学校校長、この3名につきましては、推薦母体での役職がえによるものでございます。次に、第2号委員、吉田一郎委員、千葉県市川児童相談所上席児童福祉司につきましては、人事異動により千葉県中央児童相談所へ異動したことによります。以上4名の後任といたしまして、新たに委嘱する委員といたしましては、同ページ中段以下に記載のとおりでございます。第1号委員3名でございますが、中村久夫氏、市川市立第一中学校校長、阿部利勝氏、市川市立国分小学校校長、井上茂氏、千葉県立市川北高等学校校長並びに第2号委員1名で、阿部宏之氏、千葉県市川児童相談所上席児童福祉司の4名を本委員会の議決後に委嘱するものでございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようすで、議案第12号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第13号 市川市公民館運営審議会委員の委嘱についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ 公民館センター長

資料12ページから14ページとなっております。公民館運営審議会は、公民館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものと社会教育法第29条に規定されております。今回、市川市公民館運営審議会における委員のうち市川市公民館の設置及び管理に関する条例第13条第2項第3号委員に変更がありましたので、規定に基づき新たに委員の委嘱が必要なためご提案させていただくものでございます。具体的には、第3号委員（家庭教育の向上に資する活動を行う者）として市川市こども会育成

会連絡協議会副会長、坪井光栄委員が平成22年5月15日をもって副会長を退任されたため、その後任に、現在の副会長であります遠藤淳子氏を委嘱しようとするものでございます。任期は委員会で議決のあった後、前任者の残任期間でございます平成23年6月4日までとなります。なお、公民館運営審議会の委員の構成は、委嘱予定委員1名を含め男性委員6名、女性委員4名となっております。年齢は、最高年齢が84歳、最低年齢が38歳で、平均年齢は61歳となっております。以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第13号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第14号 市川市博物館協議会委員の委嘱についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ 考古博物館長

資料の15ページから17ページでございます。博物館協議会は、考古、自然、歴史の3つの博物館の事業運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関として博物館法第20条に規定されております。提案理由は、市川市博物館協議会における委員のうち、市川市立博物館の設置及び管理に関する条例第8条第1項第1号及び第2号委員に変更がありましたので、規定に基づき新たに委員の委嘱が必要なため、提案させていただくものでございます。具体的には、資料の16ページ、第1号委員、学校教育関係者として市立大柏小学校長、土屋敏幸委員が平成22年3月31日をもって小学校長を退職されたため、その後任として市川市立新井小学校長であります京極敬之氏を、また、2号委員、社会教育関係者としてPTA連絡協議会副会長、五十嵐良彦委員が平成22年5月17日をもって副会長を退任されたため、その後任にPTA連絡協議会理事であります幸前多加史氏を委嘱しようとするものでございます。任期は議決のあった日から前任者の残任期間でございます平成23年4月4日までとなります。なお、博物館協議会委員の構成は、資料の17ページ、委嘱予定委員の2名を含め、男性委員10名と女性委員5名の内訳となっております。また、年齢は、最高年齢が70歳、最低年齢は42歳、平均年齢は56.7歳となっております。以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 吉岡委員

この協議会は年に何回ぐらいあるのですか。

- 考古博物館長
年2回行っております。
- 吉岡委員
この学識経験者は各方面からいらっしゃっているけれども、ほとんど全員が出席されるのですか。
- 考古博物館長
なかなか出席できないというのが現状です。学識経験者が考古、自然、歴史、民俗、考古学の5つの分野で2人ずつという形で行っております。委員は15名ですけれども、出席は10名から12名という状況になっています。
- 吉岡委員
以前にこの協議会はあまり出席がよくないということを聞いたことがあるものですから、それで今お聞きしました。
- 宇田川委員長
他に質疑がないようですので、議案第14号を採決いたします。ご異議はございませんか。
- 他の委員
異議なし。
- 宇田川委員長
異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして、その他に入らせていただきます。(1)平成22年度市川市奨学生の決定についてを説明してください。
- 就学支援課長
資料は18ページでございます。この奨学金事業は昭和41年度に創設されまして、高等学校または高等専門学校に通学する生徒を対象として支給するものです。支給額は、国公立で月額9,000円、年間10万8,000円で、私立で月額1万5,000円、年間18万円となっております。先月、奨学生選考委員会に諮問し、5月21日に開催されました。学力、家計の状況、人物等を総合的に判断していただき、選考結果の答申をいただきましたので、奨学生として決定しましたことをご報告するものでございます。平成22年度の応募者数及び決定者数の状況でございますけれども、継続と新規合わせまして国公立で91名、私立で67名、合計158名の応募がございました。これらの応募者につきましては、奨学生選考委員会で審査・選考していただきまして、その結果、奨学生として国公立で83名、私立で55名、合計138名を選考していただき、決定いたしました。また、補欠者といしましては、同様にこの選考委員会におきまして、国公立3名、私立9名、合計12名に順位をつけていただき、補欠者として決定いたしました。補欠者につきましては、奨学生としての決定者のうち、他の奨学金制度を利用する学生もおりますことや、年度の途中におきまして市外転出等による転校の場合、順次繰り上げて、予算の範囲内

で支給するものでございます。その下の表でございますけれども、過去の推移としまして、これまでの5年間の支給状況につきまして記載をさせていただいております。ご参考ください。以上でございます。

○ 中村委員

- 補欠者がいるということは、人数制限や金額の制限があるということだと
・ 思うのですけれども、その制限はどの程度でしょうか。

○ 就学支援課長

まず初めに予算額がございまして、平成22年度は基金から900万円、一般財源から990万円、総額で1,890万円です。この1,890万円という予算の範囲内で応募者の中から成績の優秀な順、家計の状況の貧しい家庭からという順位で決めていきます。まず選考委員会の中で予算のぎりぎりのところまで決めさせていただきます。これ以上選定してしまうと予算をオーバーしてしまうという方々から成績と家計の順位を決めていただいて補欠の順番が決まっていきます。今回の予算額は、先ほど言いました138名で、総額1,886万4,000円になります。予算では3万6,000円の残額が出ます。転校や辞退者が出了した場合に、補欠者が順次繰り上がっていくという状況になります。

○ 吉岡委員

2つ、いいですか。まず決定から漏れた8名が、どうして決定から漏れたのか、教えていただきたいことが1つ。それから、成績と困窮度を点数化して決めるということですが、私は、成績がある程度まで達していれば困窮度で順位をつけたほうがいいように思っています。実際は成績のほうが重みがあるのですか。つまり、困窮度と成績とどちらに重みを置いてつけているかということをお聞きしたい。

○ 就学支援課長

1つ目のご質問につきましては、成績の基準値は3.00以上となっておりまして、生活の困窮度も、家族の人数によりますけれども、家計の状況を数値化しております。今回、予算額を越える応募がございまして、8名の方は、成績が3.00を割っており、なおかつ家計の状況が裕福なほうの度合いになっています。2つ目は、成績と生活困窮度のどちらが優先されるかということでございますけれども、選考委員会で委員の方々が意見交換されて、似たような状況の方々について1人ずつ判断されていきますので、何とも言えないのですけれども、基本的には成績がいい方、そして生活困窮度が高い方から順次決定されていきます。委員の方々には参考資料として表をお渡ししており、それをもとに基準値を完璧にクリアした方々と、そうでない方々をマトリックスにしまして、生活の困窮度の高い方、成績の優秀な方について、意見交換されているようです。ですので、基本的に生活の貧しい方を優先されて、それから成績のほうというふうになっているかと思います。

- 吉岡委員 そうすると、まず困窮度が高い方から選んでいくのですね。それであとは成績を関係させるわけですか。
- 就学支援課長 どちらかをまず済ませてということではないと思います。成績と生活困窮度を合わせて意見交換されていると思います。
- 教育総務部次長 補足させていただきます。奨学資金条例の第2条に並列になっているのですが、「学力優良、身体健やか、品行方正」という一文があります。そのほかに「経済的理由により修学困難な者」というのが入っております。ですから、どちらが優先かということではなくて、総合的に判断しているという状況でございます。
- 吉岡委員 条例に書いてあるから並列といつもおっしゃるのですね。私の気持ちでは、どちらかというと困窮度で先に選んでおいて、オーバーしたら成績を加味するというやり方のほうが、趣旨に合っているのではないかと思います。今回落とされた方でも、困窮度が非常に高いのに成績が足りないためにということだと、その方がかわいそうだという感じがします。定員をオーバーして予算をオーバーするということだと、あくまでも私見ですが、まず困窮度で選んで、オーバーする場合に成績を加味すればいいのではないかと思うのですけれど、いかがですか。
- 就学支援課長 今回選ばれた方も、まず、生活困窮度が高い方々を審議いただいて、貧しい方が優先されているように結果としてはなっています。選考結果をみると、成績はいいけれども、生活が比較的豊かという方が外れていますので、結果としては、吉岡委員のおっしゃるような形になっているのではないかと思います。
- 教育総務部長 教育委員会の中の部長、次長が出る連絡調整会議でもそういった意見がありまして、基本的には困窮度をまず見ていくこうということです。しかしながら、成績も平均で3ということでボーダーをつくらせていただいて、その中で、この条例に反しない範囲で検討していくこうと思います。教育委員会の中の会議でも少し協議させていただいて、前向きに検討いたします。
- 五十嵐委員 補欠者が12名ということですが、例年ですとどのくらい辞退者が出て補欠の方が奨学金を受けられるようになっているのですか。
- 就学支援課長 辞退は20年度で2人、19年度で6人、18年度で3人です。

- 五十嵐委員
　枠の中に入っていても受けられないという方が10名ぐらい出ることになってくるということですね。
- 就学支援課長
　今回の数は、12名の方が枠の中に入って基準値に達しているけれども、予算が足りないので補欠になってしまったというものでございます。
- 五十嵐委員
　それはまた忍びないですね。
- 内田委員
　財源は何ですか。一般財源から990万円ということですが、この一般財源というのと県と両方ですか。
- 就学支援課長
　一般財源というのは市川市の一般的な予算の財源で、基金というのは大畠恵氏からの寄附金が4億数千万円ございまして、その基金を取り崩して900万円を毎年充てているものでございます。
- 内田委員
　高校生対象でしょう。
- 就学支援課長
　高校生と高等専門学校生が対象です。
- 内田委員
　市川在住の高校生に対して、基金を除けば市川市の一般会計から出しているということですか。
- 就学支援課長
　はい。市川市在住の高校生です。
- 内田委員
　ほかの市でもこういうことをやっているのですか。
- 就学支援課長
　やっています。ただ、市川のように、いわゆる給付だけでなく貸し付けという奨学資金もあります。県がやっているのは貸し付けです。奨学資金として貸し付けの制度がございます。自治体は半々です。
- 内田委員
　文部科学省から補助金は出でていないのですか。
- 就学支援課長
　国は、育英会があります。それは高校生、大学生対象です。
- 中村委員
　今、高校無償化になっているのですけど、それとこれは関係ないのでしょうか。

○ 就学支援課長

基本的な考え方として、市川市の奨学資金は教育費全体として給付しています。授業料相当額は公立で約20パーセント近く、私立で約30パーセントですでの、授業料以外にもかなりの額が教育費用としてかかっているといえます。市川市としては、教育費全体としてこの給付をしているので、国が今回、授業料無償化になりましたけれども、そういうものに対しては重複しているという考え方ではなくて、生活困窮世帯に教育の機会均等を図っていこうという考え方で進めているものです。

○ 宇田川委員長

次に(2)平成22年度中学生海外派遣事業についてを説明してください。

○ 指導課長

資料19ページをごらんください。昨年、平成21年度は海外派遣及び受け入れ事業は、残念なことに新型インフルエンザの影響で中止となりましたが、本年度は市川市立第二中学校の松永潤校長を団長に、南行徳中学校のト藏佳織教諭、第五中学校の村石由美子教諭の引率により、お手元の資料にございますとおり7月24日から8月7日までの14泊15日で実施されます。この事業に関する生徒の応募状況ですが、1年生は男子7名、女子10名の計17名、2年生は男子12名、女子32名の計44名、3年生は男子2名、女子13名の計15名で、合計で76名の応募がございました。この中から、各学校におきまして面接、口頭試問等を経まして、各学校1名の代表者が決まったところでございます。既に5月22日に派遣生徒及び保護者への説明会は終了し、生徒及び引率教員は毎週土曜日にドイツ語研修やドイツの歴史、文化についての班別課題研究等、出発に向けて準備を始めたところでございます。16名の親善大使がドイツへの派遣を通してコミュニケーション能力や国際感覚を身につけたり、日本文化のよさを再発見するなど、将来、市川市の国際交流活動の担い手として活躍してくれることを願っております。以上でございます。

○ 宇田川委員長

次に(3)平成22年度平和学習青少年長崎派遣事業についてを説明してください。

○ 指導課長

資料21ページをごらんください。市川市は、昭和59年11月に核兵器廃絶平和都市を宣言して以来、核兵器の廃絶、生命の尊厳、恒久平和の確立を訴え、また、千葉県で初めての平和基金を設立し、さまざまな平和事業を実施してまいりました。市民の8割以上が戦後生まれの戦争を知らない世代となっている中で、ことしは戦後65周年事業として、市川市立中学校に在籍している生徒を市川市平和学習青少年長崎派遣団として編成し、戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさ、そして平和の尊さを学び、体験してもらうことの大切さを考え、被爆地長崎で開催される青少年ピースフォーラムへの派遣を実施いたし

ます。派遣期間は8月7日土曜日から10日火曜日の3泊4日となります。派遣団の構成と引率者は、各市立中学校より1名、校長より推薦を得て決定しました中学生16名と市民代表で、この方は、市川被爆者の会の会員の中から1名、引率者といたしまして市職員2名、市立中学校教員2名、添乗員1名の合計5名で引率いたします。以上の構成によりまして派遣を実施いたします。今後のスケジュールといたしましては、今月中旬に第1回オリエンテーションを開きまして、生徒及び保護者の方にこの事業の概要説明を行った後、7月、8月、それぞれ1回のオリエンテーションを予定しております。また、派遣団の団員である生徒には、原爆投下日、終戦記念日近くに平和啓発活動や平和基金への募金活動の協力も予定されております。また、派遣団員が提出しました感想文等をもとに派遣団報告書を冊子としてまとめ、各学校、図書館等に配布する予定でございます。本事業の所管は総務部総務課でございますが、市立中学校の生徒が参加しますことから、教育委員会も協力して行ってまいりますので、本日この場でご報告させていただきました。以上でございます。

○ 五十嵐委員

「平和学習で培った成果を」と明記されていますが、中学校で平和学習というと、例えどんなことを実際に今学校現場の中で行われているのか教えてください。

○ 指導課長

小学校におきましては、国語の教科書の中で戦争を扱った読み物などを授業の中で扱うことと、社会科の授業を通して行います。また、中学でも同じように国語や社会科の中で平和問題を取り扱った単元がございますので、そういったところと、あとは特に時期的にも夏休み前に道徳、あるいは特別活動でも教育活動全体を通して学習を行っていると思います。

○ 宇田川委員長

次に(4)第二次市川市基本計画策定作業についてを説明してください。

○ 教育政策課長

まだ提示できる資料がございませんので、口頭でその概要についてご説明させていただきます。現在の市川市の総合計画「I & I プラン21」は平成13年4月に策定されております。この総合計画につきましては、基本構想、基本計画、総合5カ年計画から構成されておりまして、そのうち基本構想につきましては、本市の目指すべき将来都市像と基本目標及び施策の基本的な方向を定めたものでございまして、目標年度を平成13年からおおむね25年後の平成37年としております。また、その中の基本計画につきましては、基本構想に示されている将来都市像及び基本目標を実現するため、主な施策とその方向を体系的に示したものでございまして、計画期間が10年間となっております。今回この基本計画の部分につきまして、平成13年度からの10年間がこ

としいっぱいで終了いたしますので、来年度以降、第二次計画を策定する必要がございます。そのため、さきに企画部から策定作業の依頼があったところでございます。今度は平成23年度から10年間の計画となりますので、今年度中に策定作業を終わる予定となっているところでございます。現在、庁内の各部署で調整作業に入ったところでございまして、今後、素案を策定いたしまして、総合計画審議会で審議を重ねながら取りまとめていくということでございます。また、並行して市民アンケート、パブリックコメントなどを行いながら計画を固めていくということでございます。なお、今回策定する計画につきましては、実施計画ではなくて、あくまでも基本計画の部分でございます。教育委員会といいたしましては、今回の基本計画に表現する内容は、昨年度から実施しております市川市教育振興基本計画がございますので、それと齟齬を来たすことがないよう、あくまでも先行しております基本計画をベースとして策定していくことになると思います。来月の定例教育委員会では素案をお示しできると思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。また、場合によりましては、企画部の素案策定が急がれる場合もございます。その際には、個別に中間報告をさせていただく場合もございますので、あわせてよろしくお願ひいたします。以上でございます。

○ 宇田川委員長

それでは、暫時休憩の後、引き続き議事に入りますが、議案第11号につきましては、会議規則第10条の規定により、指定する者以外は退席することとなりますので、教育次長、各部の部長、次長、指導課長、教育政策課長以外は退席してください。それでは、暫時休憩といたします。

―― 休 憩 ――

○ 宇田川委員長

それでは、議事を再開いたします。議案第11号 平成22年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 指導課長

提案理由でございますが、教科書採択に当たっては、採択地区協議会において教育委員会の意思を反映する必要があり、そのため、採択地区協議会の委員を選任することとなっております。よって、市川市教育委員会事務委任規則第1条第12号に基づき、本日議案として提出するものです。先ほど議決いただきました葛南西部採択地区協議会規約第4条第2項の規定に基づき、市川市の委員6名を別紙のとおり提案させていただきます。以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。この件につきましては、従来ですと委員長が出るように聞いていたのですが、昨年から五十嵐

委員にお願いしております、ことしもよろしくお願ひしたいと思います。
継続性とかいろいろな面でふさわしいのではないかと思って学校のプロの
先生方にお願いしていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○五十嵐委員

教科書は教育センターで展示しますよね。

○指導課長

6月18日の金曜日から7月3日の土曜日まで、例年は文学プラザをお借り
していたのですが、ことしはそこがお借りできませんので、生涯学習センタ
ー3階の教育センター事務室の隣の第1会議室を会場としてお借りします。
教育センターが6月21日の月曜日と6月28日の月曜日は休館日となります
ので、この日は除いてあります。

○宇田川委員長

他に質疑がないようですので、議案第11号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○他の委員

異議なし。

○宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。本日の議事
は以上でございますが、皆様から何かございますか。

○他の委員

ございません。

○宇田川委員長

それでは、これをもちまして平成22年6月定例教育委員会を閉会いたしま
す。

(午後3時00分閉会)

署名委員

委員長

宇田川進

委員

志賀博之

委員

内田茂男